

女性差別撤廃条約 選択議定書の批准を求める意見書を国会及び政府に提出を求める請願書

要旨:長岡京市議会において、女性差別撤廃条約 選択議定書の批准を求める意見書を国会および政府に提出するよう請願します。
理由:公定訳上では女子差別撤廃条約であるが、近年の女子から女性へと表現を置き換える流れを鑑み女性差別撤廃条約として記載します。
女性差別撤廃条約 選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999 年に国連で採択された付属の条約です。今年、女性差別撤廃条約 選択議定が採択されてから 23 年目に当たります。
私たち「ジェンダー平等 OTOKUNI」は、昨年、女性差別撤廃条約 選択議定書の速やかな批准を実現するために発足したグループで、乙訓を中心に活動しています。
現在、女性差別撤廃条約の締約国 189 カ国中、114 カ国が選択議定書を批准していますが日本はまだ批准していません。
選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの制度を定めています。
個人通報制度は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に報し、救済を求めることができる制度です。
調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大また組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度です。

2020 年 12 月、閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画でも「女性差別撤廃条約の選択議定

書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。

しかし、日本は各国の男女平等度を示すジェンダー・ギャップ指数 2021 は、156 か国

120 位で、先進国では最低レベルであり男女平等の実現はまだ途上です。

セクシャル・ハラスメントやDV、性暴力、大学医学部入試で女性に不利な扱いが繰り返

返されていた事実、さらにコロナ禍で非正規雇用等の女性の自殺率が増加している

(2021 自殺対策白書)事など、女性差別の根深さを物語っています。

この現状を変えるため、国内においても更なる議論を重ねると共に、

女性差別撤廃条約 選択議定書の批准による、女性の権利を国際基準にする重要

な第一歩を踏み出す様、国会及び政府へ意見書を提出するようにお願いします。